

促進計画様式5号の4（共通事項）

- 2 共通事項（基幹3作業以上の受委託）  
この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより契約が締結されたときとみなされる農作業の委託は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。
- (1) 契約の締結  
1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）における農作業（以下「当該農作業」という。）の委託に係る契約は、本計画の公告により締結されたものとみなす。
- (2) 契約の解除  
ア 本計画により乙が甲と締結したときとみなされる契約は、次のいずれかに該当するときは、乙が岩手県知事の承認を受けて解除することができる。  
(7) 農作業の委託を受けてから6か月を経過してもなお当該土地の農作業の委託を行うことができる見込みがないと認められるとき。  
(4) 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。  
イ 本計画により乙が丙と締結したときとみなされる契約は、丙が次のいずれかに該当するときは、乙が岩手県知事の承認を受けて解除することができる。  
(7) 当該農作業を適正に行っていないと認められるとき。  
(4) 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第21条第1項の規定による報告をしないとき。
- (3) 善管注意義務  
乙及び丙は、善良なる管理者の注意をもって甲が求める結果が得られるよう努めるものとする。
- (4) 履行状況の報告  
ア 丙は、受託した農作業の経過及び結果について、書面等により作業内容ごとに記録するものとする。また、丙は、受託した農作業の一切が完了した場合には、その経過及び結果を書面等により乙に報告するとともに、甲に対しても同様に報告するものとする。  
イ 丙は、甲又は乙からの請求があるときは、受託した農作業の履行状況について、アに準じて報告するものとする。
- (5) 農作業の委託に伴う対価に関する債権及び債務の取扱い  
本計画により委託される農作業の対価に関する債権及び債務は、甲と丙の間で存在し、乙は対価の受領及び支払に関する一切の債権及び債務を有しない。
- (6) 農作業の委託に関する対価の増減額請求  
甲、乙及び丙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積の間に差異があっても、異議を述べず、また、丙は甲に対し農作業の委託に関する対価の増減を請求しない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。  
ア 経済的条件の変動が生じ、本計画に定める農作業の委託に関する対価が著しく不相当と認められるとき。  
イ 災害その他の事由により、本計画により委託される農作業の一部又は全部を遂行することが著しく困難となったとき。
- (7) 損害の賠償  
甲、乙及び丙のいずれの責にも帰すことができない事由により減収等が発生した場合における負担は甲が負う。また、乙は、丙が受託した農作業に起因して、甲が被ったいかなる損害も責任を負わないものとする。
- (8) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施  
当該土地のうち、乙に対し15年以上の期間で農作業が委託されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- (9) その他  
本計画に定めのない事項（品種、使用する農業用資材、除草・防除の実施時期・回数などに関する事項等）は、乙を介さず甲と丙で適宜取り決めることとし、本計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び当該土地所在の市町村が協議する。
- 2 共通事項（特定農作業受委託）  
この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより契約が締結されたときとみなされる農作業の委託は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。
- (1) 契約の締結  
1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）における農作業（以下「当該農作業」という。）の委託に係る契約は、本計画の公告により締結されたものとみなす。
- (2) 契約の解除  
ア 本計画により乙が甲と締結したときとみなされる契約は、次のいずれかに該当するときは、乙が岩手県知事の承認を受けて解除することができる。  
(7) 農作業の委託を受けてから6か月を経過してもなお当該土地の農作業の委託を行うことができる見込みがないと認められるとき。  
(4) 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。  
イ 本計画により乙が丙と締結したときとみなされる契約は、丙が次のいずれかに該当するときは、乙が岩手県知事の承認を受けて解除することができる。  
(7) 当該農作業を適正に行っていないと認められるとき。  
(4) 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第21条第1項の規定による報告をしないとき。
- (3) 善管注意義務  
乙及び丙は、善良なる管理者の注意をもって甲が求める結果が得られるよう努めるものとする。
- (4) 履行状況の報告  
ア 丙は、受託した農作業の経過及び結果について、書面等により作業内容ごとに記録するものとする。また、丙は、受託した農作業の一切が完了した場合には、その経過及び結果を書面等により乙に報告するとともに、甲に対しても同様に報告するものとする。  
イ 丙は、甲又は乙からの請求があるときは、受託した農作業の履行状況について、アに準じて報告するものとする。
- (5) 農作業等の委託に伴う対価に関する債権及び債務の取扱い  
本計画により委託される農作業の対価に関する債権及び債務は、甲と丙の間で存在し、乙は対価の受領及び支払に関する一切の債権及び債務を有しない。
- (6) 農作物の販売の委託  
ア 丙は、当該土地で生産された農作物を丙の名義をもって販売する。  
イ アの販売に関する甲から丙への委託に係る契約は、本計画の公告により締結されたものとみなす。
- (7) 農作業の委託に関する対価の増減額請求  
甲、乙及び丙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積の間に差異があっても、異議を述べず、また、丙は甲に対し農作業の委託に関する対価の増減を請求しない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。  
ア 経済的条件の変動が生じ、本計画に定める農作業の委託に関する対価が著しく不相当と認められるとき。  
イ 災害その他の事由により、本計画により委託される農作業の一部又は全部を遂行することが著しく困難となったとき。
- (8) 損害の賠償  
甲、乙及び丙のいずれの責にも帰すことができない事由により減収等が発生した場合における負担は丙が負う。また、乙は、丙が受託した農作業に起因して、甲が被ったいかなる損害も責任を負わないものとする。
- (9) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施  
当該土地のうち、乙に対し15年以上の期間で農作業が委託されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- (10) その他  
本計画に定めのない事項（品種、使用する農業用資材、除草・防除の実施時期・回数などに関する事項等）は、乙を介さず甲と丙で適宜取り決めることとし、本計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び当該土地所在の市町村が協議する。